平成２９年（フ）第６７９５号
東京都西東京市向台町４丁目16―２―302
債務者　大西　美和
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５５号
静岡市清水区春日２丁目３番９号　ロイヤル春日202号、旧住所静岡県富士宮市前田町63番地の２　コーポＲＯＭ102号
債務者　大畑　弘喜
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６７９２号
東京都西東京市東町４丁目14―17―302
債務者　佐藤　ゆき
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９３３号
横浜市神奈川区子安通２丁目265番地１　プラーズ子安通209号
債務者　小波鮎美こと　李　　鮎美
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９８６号
横浜市緑区台村町469番地　ハイツベルフラワー102号
債務者　石塚　匠馬
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８７１号
東京都東大和市清原２丁目１番地７―1005号
債務者　仲村　圭子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１８７０号
神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸12番22号　201
債務者　鈴木三枝子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８２２号
東京都小金井市緑町４丁目２番19号パインクレスト103
債務者　髙橋ますみ
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３４２号
静岡県浜松市西区篠原町21642番地の２　クロシェットⅡ―301号
債務者　石垣　尚之
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４８号
長崎県島原市大手原町甲2217番地６
債務者　三浦　勢子
1　決定年月日時　平成29年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第６８２８号
東京都新宿区下落合１丁目14―12
債務者　蛭川　春夫
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６１号
東京都八王子市小比企町482番地３ドミール山田Ｂ211号
債務者　神園三枝子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４３号
愛知県豊川市幸町133番地、従前の住所愛知県豊川市川花町３丁目49番地　ピュアライフ川花207号
債務者　佐藤　卓矢
1　決定年月日時　平成29年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１７３０号
横浜市神奈川区大口通38番地２　藤和大口コープⅡ502号
債務者　嶋津　有紀
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２００４号
横浜市中区本牧町１丁目127番地　ポートヴィラ本牧Ⅱ　203
債務者　小久江　忍
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部